

「障害年金」をご存じですか？

■ 障害年金とは

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、一定の要件を満たすことで現役世代のかたも含めて受け取ることができる年金です。

■ 障害年金の種類

障害年金は、初診日^(注1)に加入していた年金制度により「障害基礎年金」と「障害厚生年金」に分けられます。

初診日が次の場合は、「障害基礎年金」になります。

- ①国民年金加入期間
- ②20歳前にあるとき
- ③日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満のかたで年金制度に加入していない期間^(注2)

■ 障害年金を受給するためには

「障害程度の要件」と「保険料の納付要件」の両要件を満たしていることが必要です。

「障害程度の要件」

障害の状態が障害認定日^(注3)時点で法令に定める障害の状態にあること

「保険料の納付要件」

- ①初診日の属する月の前々月までの公的年金加入期間の3分の2以上の期間について、保険料が納付または免除されていること
- ②①の要件を満たさない場合は、初診日の属する月の前々月までの1年間に保険料の未納がないこと

■ 相談・手続窓口

初診日の年金加入状況により相談窓口が異なります。

初診日の加入状況	相談窓口
・国民年金（第1号被保険者） ・60歳以上65歳未満で日本国内に住所あり ^(注2) ・20歳前	・春日部年金事務所 ・市保険年金課
・国民年金（第3号被保険者）	・春日部年金事務所
・厚生年金	・事業所を管轄する年金事務所（初診日時点で共済組合等に加入していたかたは、初診日時点で加入していた共済組合等）

■ その他

障害者手帳（身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳）と障害年金の等級は認定方法などが異なるため、障害者手帳をお持ちでないかたも障害年金に該当する場合があります。

また、障害者手帳をお持ちのかたでも、障害年金の等級には該当せず、受給できない場合があります。

なお、障害認定日において法令に定められている障害等級に該当するかどうかは、医師にご相談ください。

（注1）初診日▶障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日

（注2）老齢基礎年金を繰り上げて受給しているかたは対象外です。

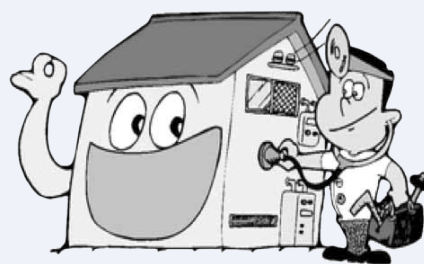
（注3）障害認定日▶障害年金において障害の状態を定める日のことで、障害の原因となった病気やけがについて、1年6か月を経過した日または1年6か月以内にその病気やけがが治った日（症状が固定した日）のことをいいます。

問合せ 春日部年金事務所 ☎048(737)7112(代表) 市保険年金課国民年金担当 内線149・140

地震に強い家造り

～住宅の耐震化で命を守ろう～

市では、昭和56年5月31日までに工事に着手した木造2階建て以下の住宅に対し、耐震診断・耐震改修・耐震シェルターに係る費用の一部を補助しています。予算が無くなり次第、受付を終了します。お早めにお問い合わせください。



地震はいつ起こるかわかりません。日頃の備えが必要です。災害は止められませんが、減災はできます。その一つとして、住宅の耐震化をしましょう。また、耐震改修をすると、税金の優遇も受けられます。

補助の種類	補助金額
耐震診断	最大 5万円の補助 (耐震診断料の目安▶10万円程度)
耐震改修	最大 40万円の補助 (耐震改修料の目安▶100万～150万円程度) 耐震改修の内容により変動します。
耐震シェルター	最大 10万円の補助 (耐震シェルター設置料の目安▶25万円～200万円程度) 設置するシェルターにより変動します。

※補助を受けるためにはその他条件があります。詳細は担当課へお問い合わせください。

問合せ 建築課建築担当 内線234